

指定介護老人福祉施設「小岩ホーム」運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚生会が設置する特別養護老人ホーム小岩ホーム（以下「当ホーム」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」及び「指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 当ホームは、施設サービス計画又は居宅サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰又は利用者の心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 当ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供するものとする。

3 当ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、江戸川区、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 当ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し必要な研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 当ホームは、施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

第2章 事業所の名称及び所在地、職員の職種、員数及び職務の内容

(事業所の名称)

第2条の2 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム小岩ホーム
- (2) 所在地 江戸川区南小岩5丁目11番10号

(職員)

第3条 当ホームは、第1条の各基準に示された所定の職員を配置するものとする。

- (1) 施設長 1名
- (2) 医師 2名(嘱託医)
- (3) 生活相談員 1名
- (4) 介護職員 15名以上
- (5) 看護職員 3名
- (6) 栄養士又は管理栄養士 1名
- (7) 機能訓練指導員 1名(兼務)
- (8) 介護支援専門員 1名
- (9) 事務員 1名以上
- (10) 調理員 3名以上

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員をおくことができる。

(職務)

第4条 職員は、当ホームの設置目的を達成するために必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関するに従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活介護、援助に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理等に従事する。
- (6) 栄養士又は管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに利用者の栄養管理及び口腔衛生の管理等に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成する。

(9) 事務員は、庶務及び会計事務に従事する。

(10) 調理員は、給食業務に従事する。

第3章 入所定員

(定員)

第5条 当ホームの入所定員は、50名とする。

2 指定短期入所生活介護事業（以下「短期入所」と言う。）の利用定員は、併設型4名、空床利用型4名とする。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画の作成)

第6条 介護支援専門員は、サービスの内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明のうえ同意を得るものとする。

(サービスの提供)

第7条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入浴)

第8条 1週間に2回以上、入浴又は清拭を行う。ただし、利用者に傷病がある又は伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴は適当でないと判断する場合にはこれを行わないことができる。

(排泄)

第9条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重のうえ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつは適宜取り替えるものとする。

(褥瘡対策)

第10条 当ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するため次の事項を定める。

- (1) 褥瘡のリスクが高い方に対し、予防のための計画を作成、実施、評価を行う。
- (2) 褥瘡予防対策担当者を選任する。
- (3) 褥瘡対策のための指針を整備する。
- (4) 褥瘡発生防止のための委員会及び職員に対する研修を行う。

(離床、着替え、整容等)

第11条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第12条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は概ね次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前7時30分～8時30分
- (2) 昼食 午後0時30分～1時30分
- (3) 夕食 午後6時～7時

3 あらかじめ連絡があった場合には、別に定めるところにより、衛生上または管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができる。

4 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(相談、援助)

第13条 ホーム職員は、常に利用者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第14条 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

2 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

3 当ホームは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うもの

とする。

(機能訓練)

第15条 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康保持)

第16条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を取り、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(栄養管理)

第16条の2 利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(口腔衛生管理)

第16条の3 利用者の口腔の健康保持を図るため、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(送迎)

第17条 短期入所の通常の事業の実施地域は、原則として江戸川区の区域内とし、短期入所を利用するときは送迎用車両により送迎を行うものとする。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第18条 入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時の対応)

第19条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状況になったときは、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

- 3 利用者があらかじめ近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡、必要に応じた救急搬送の要請と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条 当ホームは、事故が発生又は再発することを防止するため次の事項を定める。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性のある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 当ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、江戸川区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
 - 3 当ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 当ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止)

第20条の2 当ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 当ホームは、施設サービスの提供中に職員又は養護者による虐待を受けたと思

われる利用者を発見したときは、速やかに、これを江戸川区に通報するものとする。

(身体拘束)

第20条の3 当ホームは、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 当ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(利用料)

第21条 当ホームの利用料の額は、次のとおりとする。

(1) 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準による額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(2) 前号に定めるもののほか、別紙1に定める居住費及び食費並びに日常生活に要する費用として別紙2に定める利用料の支払いを受けるものとする。

(3) 利用者は、月額利用料を毎月5日までに、自動引き落とし、振り込み、現金によるいずれかの方法により支払うものとし、その方法は利用開始時に施設長と利用者で決定するものとする。

2 当ホーム短期入所の利用料の額は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準による額（送迎に要する費用を含む）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(2) 前号に定めるもののほか、別紙3に定める居住費及び食費並びに日常生活に

要する費用として別紙2に定める利用料の支払いを受けるものとする。

(3) 前号に定める利用料のほか、送迎が区境を越える場合はその費用。

(4) 利用者は、利用料を利用終了日に支払うものとし、支払い方法は前項第3号の例によるものとする。

第5章 ホームの利用にあたっての留意事項

(日課の尊重)

第22条 利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第23条 利用者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとするときは、その都度外出・外泊先、用件、ホームへ帰着する予定日時など施設長に届け出るものとする。

(面会)

第24条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、利用者又は外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(健康留意)

第25条 利用者は努めて健康に留意するものとする。ホームで行う健康審査は特別の理由がない限りこれを受診するものとする。

(衛生管理等)

第26条 利用者は、ホームの清掃、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ、又ホームに協力するものとする。

2 当ホームは、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の事項を定める。

(1) ホームにおける感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) ホームにおける感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のため指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(ホーム内の禁止行為)

第27条 利用者は、ホーム内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、ホームの施設、設備、備品に損害を与え、又はこれらをホーム外に持ち出すこと。

第6章 災害、非常時への対応等

(災害、非常時への対応)

第28条 当ホームは、消防法に基づく消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を備えるとともに、防火管理者を置き、非常災害時に対して具体的な防災計画・避難計画等を立て、職員及び利用者が参加する訓練を月1回実施するものとする。

- 2 当ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、ホーム職員に事態の発生を知らせるものとする。

(業務継続計画等の作成)

第28条の2 当ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービス又は指定短期入所生活介護施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第7章 その他運営についての重要事項

(利用資格)

第29条 当ホームの利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設又は指定短期入所生活介護施設の利用資格があり、本ホームの利用を希望する者であつて、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、及びその他の法令により入所できるものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第30条 本ホームの利用にあつては、あらかじめ入所申し込み者及び身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申し込み者の同意を得たうえで利用契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

- 第31条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議のうえ決定するものとする。
- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用したりしてはならないものとする。
 - 3 施設・設備等の維持管理はホーム職員が行うものとする。

(苦情処理)

- 第32条 当ホームは、提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。
- 2 当ホームは、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定より江戸川

区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は江戸川区の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して江戸川区が行う調査に協力するとともに、江戸川区から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

3 当ホームは、提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

(個人情報保護)

第33条 当ホームの職員は、利用者又は家族の個人情報について「社会福祉法人厚生会個人情報保護規程」を遵守し、適切に取扱うものとする。

(地域との連携)

第33条の2 当ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(ハラスメントの防止)

第33条の3 当ホームは、指定介護老人福祉施設サービス及び指定短期入所生活介護施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第33条の4 当ホームは、指定介護老人福祉施設サービス及び指定短期入所生活介護施設サービスに関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第33条の5 事業所は、すべての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する

者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業の円滑な運営を図るため業務体制を整備するとともに、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修
- 二 継続研修

(委任)

第34条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日に施行する。

改 正 平成17年10月1日

改 正 平成22年6月1日

改 正 平成24年8月1日

改 正 平成27年3月

改 正 平成27年4月1日

改 正 平成27年8月1日

附 則 (令和4年3月26日)

この規定は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第28条の2中「講じるものとする」とあるのは、令和6年3月31日までの間、「講じるよう努めるものとする。」と読み替える。

別紙 1 (小岩ホーム)

(単位:円)

段階区分		取得区分	利用料 負担段階	居住費 (日額)	食費 (日額)
市 町 村 民 税	世帯課税者		第4段階	855	1,445
	世帯非課税者	合計所得金額と課税年金 収入額の合計が120万円超	第3段階②	370	1,360
		合計所得金額と課税年金収 入額の合計が80万円超120 万円以下	第3段階①	370	650
		合計所得金額と課税年金収 入額の合計が80万円以下	第2段階	370	390
		高齢福祉年金受給者	第1段階	0	300
生活保護受給者等					

別紙 2 (日常生活費用)

日常生活費は、下記のA～Bよりお選び下さい。また、必要品をご自分で支度頂く事も可能です。ただし、一度に保管できる量には限りがありますのでご相談下さい。

Aパック(利用品目ごとのお支払いをご希望の方)

(単位:円)

内容	費用
①必需的な日用品(ティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、入歯用歯ブラシ、歯磨き粉、入歯用洗剤、入歯固定剤、ベビーオイル、パウダー、タオルセット、綿棒等の日用品小物等)	実 費
②地域散策・外食会参加費	1回ごと500円
③レクリエーション諸経費(クラブ活動材料費)	実 費
④買い物代行費(施設近隣地区のみ)	1時間あたり1,000円
⑤救急対応時交通費(職員が当施設へ帰る際の交通費)	実 費

Bパック

内容	1日あたりの費用
①必需的な日用品(ティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、入歯用歯ブラシ、歯磨き粉、入歯用洗剤、入歯固定剤、ベビーオイル、パウダー、タオルセット、綿棒等の日用品小物等、ただし個人的属性に係わる用品は除く)	
②地域散策・外食会参加費	250円
③レクリエーション諸経費(クラブ活動材料費)	注 1
④買い物代行費(施設近隣地区のみ)	
⑤救急対応時交通費(職員が当施設へ帰る際の交通費)	
⑥おやつ等間食費	

※Bパックの日用品は個人で必要な量をお使い頂けます。ただし、施設内での利用に限ります。

※Bパックをご利用の方で病院等へ入院した場合は入退院日等を除き、日常生活費は頂きません。ただし、その期間も引続き預かり金の管理及び出納を施設が行う場合は、預かり金管理料として1日50円を頂きます。なお、日常生活費を頂けない期間のパック内容については、自己負担となりますのでご了承下さい。

注 1. 収入状況による1日あたりの費用

(単位:円)

収入状況	日常生活費額 (日額)
前年の収入から租税、社会保険料、医療費等を差し引いた金額 48万円以下	100円
同上 48万円超から68万円以下	200円
同上 68万円超	250円

※生活保護受給者は250円とする。

別紙 3 (短期入所生活介護)

(単位:円)

段階区分		利用料 負担段階	居住費 (日額)	食費 (日額)	
取得区分					
市町村民税	世帯課税者	第4段階	855	1,445	
	世帯非課税者	合計所得金額と課税年金 収入額の合計が120万円超	第3段階②	370	1,300
		合計所得金額と課税年金収 入額の合計が80万円超120 万円以下	第3段階①	370	1,000
		合計所得金額と課税年金収 入額の合計が80万円以下	第2段階	370	600
		高齢福祉年金受給者	第1段階	0	300
生活保護受給者等					